

宿泊施設バリアフリー化促進事業補助金 Q & A 第4回公募版

補助対象事業者の要件について

Q：旅館1軒でも補助金を受けられますか？

A：申請は可能です。

※宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業のように5者以上が集まる必要はありません。

Q：旅館を3軒経営していますが、全ての旅館で補助を受けられますか？

A：3軒の旅館が個々に旅館業法の営業許可を受けた別の宿泊施設であれば申請は可能です。

Q：旅館やホテルの規模に制限はありますか？

A：ありません。規模は要件ではなく、旅館業法の営業許可を受けた宿泊施設であることが必要です。

Q：旅館業営業許可証が見当たらないのですが、食品衛生法営業許可証で代用できますか？

A：できません。紛失した場合は、所轄の保健所にお問い合わせいただき、再発行又は証明書を発行してもらってください。

Q：旅館業営業許可証の住所や宿名が古いままですが、これで大丈夫ですか？

A：旅館業法営業許可証に記載されている宿泊施設の名称や住所等の情報が現在のものと相違している場合は、保健所で記載内容の変更手続きを行うか、同一施設であることを公的に証明できる書類(変更受理書等の保健所押印のある文書など)を添付してください。

Q：過去に観光庁の補助金を受けてWi-Fiを整備しましたが、今回の補助金は受けられますか？

A：申請は可能です。

※Wi-Fi 環境整備や多言語対応などのインバウンド受入環境整備を支援する補助金と本補助金は関連しません。

Q：昨年、観光庁の補助金を受けて共用トイレをバリアフリー化しましたが、今回の補助金は受けられますか？

A：同一箇所の改修でなければ、申請は可能です。

Q：経済産業省の「中小企業生産性革命推進事業」を活用する予定ですが、観光庁の補助金にも申請することは可能ですか？

A：生産性革命推進事業と同一の事業内容でなければ、申請は可能です。

Q：2019年第1期募集の要件となっていた災害時の協定は必要ですか？

A：災害時協定の締結は本公募の要件ではありません。

Q：2019年第1期募集の要件で、訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等が宿泊した実績が求められていましたが、今回の公募でも実績が必要ですか？

A：訪日外国人旅行者の高齢者・障害者等の宿泊実績は、本公募の要件ではありません。

Q：民泊事業を行っていますが、民泊（住宅宿泊事業）の届出を行った住宅は補助対象となりますか？

A：補助対象となりません。旅館業法の営業許可を取得している必要があります。

バリアフリー化促進事業計画・改修工事について

Q：事業計画認定申請以降に改修工事の内容や工事費用の変更は可能ですか？

A：原則として、申請した内容を変更することはできません。

Q：和式トイレを洋式トイレに変更する場合は補助対象となりますか？

A：改修内容がバリアフリーにかかる機能が向上されるものであることが必要なため、単なる和式から洋式への変更だけであれば補助対象外となります。また、手すり等を合わせて設置する場合は、手すりの位置や使い勝手、そのトイレへ至る動線のバリアフリー化の状況なども含め、宿泊施設全体の総合的なバリアフリー化計画を踏まえて判断します。

Q：和室を和洋室に替える改修は補助対象となりますか？

A：バリアフリー化の利用対象を車椅子利用者とした場合、和洋室化することによって、段差が解消されたり、車椅子が回転できるスペースやベッドに移乗できるスペースが確保されたり、トイレやお風呂が使いやすくなるなど、バリアフリーに係る機能向上が図られることが必要です。また、その客室に至る動線のバリアフリー化の状況なども含めて、バリアフリー化の効果が高いと認められる場合は対象となり得ます。

Q：客室の大規模改修とは、どのような改修が該当しますか？

A：以下の1～8に例示する改修を想定しています。なお、下記に該当する改修であれば、金額の多寡に関わらず大規模改修となります。

1. 車椅子利用者が利用できる客室として1室に改修（各所の段差解消、出入口拡幅、水回りの全面改修、車椅子利用者の回転スペースやベッドへの移乗スペース確保等を総合的に実施。複数客室を統合する場合を含む）
2. 和室を車椅子利用者用客室等に改修（洋室化又は和洋室化により車椅子利用者の円滑利用を可能とする、段差解消、出入口拡幅等）
3. 客室の出入口又は通路の全面的な改修（扉改修、拡幅、段差解消、スロープ設置等）
4. 客室トイレの全面的な改修（出入口の拡幅、車椅子回転スペースの確保、段差解消、

- 手すり設置等)
5. 客室浴室の全面的な改修（出入口の拡幅、車椅子回転スペースの確保、段差解消、手すり設置等）
 6. 客室内の床全体に関わる段差解消（床レベルの嵩上げ、車椅子でも移動が容易な仕上げ等）
 7. 車椅子使用者が利用しやすいシャワー室の設置（円滑な利用が可能なスペース、出入口の有効幅員等の確保、手すりの設置、高さの調整が可能なシャワーバー等）
 8. 上記以外で客室を大規模に改修することによって、車椅子使用者用客室等を整備するもの

Q：2部屋をバリアフリー化したいのですが、改修する客室数に制限はありますか？

A：客室数に制限はありません。ただし、何室改修した場合であっても、1施設当たりの上限額は変わりません。

Q：「共用部の改修等」と「客室の大規模改修等」を両方実施する場合は上限1,000万円となりますか？

A：「共用部の改修等」と「客室の大規模改修等」を合わせて上限500万円です。なお、どちらか一方のみ、又は両方とも改修のいずれの場合も申請可能です。

Q：令和3年度末までのバリアフリー化計画を提出するよう求められていますが、計画通りにバリアフリー化できなかった場合はどうなりますか？

A：本補助金では、申請された「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」の内容を審査して事業計画を認定しますので、この計画のとおりによりバリアフリー化を進めていただくことが重要です。補助事業完了後の事業計画実施状況については、観光庁が別途実施するアンケートなどでフォローアップさせていただく予定です。

なお、諸事情によりバリアフリー化促進計画のとおりに進まなかった場合については、アンケートに理由とともに状況をご報告ください。

Q：改修工事はいつから着工できますか？

A：国土交通大臣が補助金の交付決定を通知した後に、工事の施工業者と正式に契約を締結して工事を開始して頂けます。事業計画認定を申請されてから、補助金の交付決定通知を受けるまでには、2ヶ月程度の時間を要します。

なお、事業計画認定申請から工事開始までの流れは次のとおりです。

①事業計画の認定を申請する、②国土交通大臣から計画認定通知を受ける、③補助金の交付を申請する、④国土交通大臣から補助金交付決定通知を受ける、⑤改修工事の正式契約、工事の開始

※④の補助金交付決定通知の前に、正式な工事契約をした場合や工事に着手した場合は、補助金の交付を受けられませんのでご注意ください。

Q：改修工事はいつまでに終了すればよろしいでしょうか？

A：本公募分の場合は、補助対象事業（バリアフリー化改修工事等）について、令和2年12月末までに、工事の完成と引渡し、工事代金の支払いまでを終了していただく必要があります。なお、補助対象事業完了後は30日以内に、事業完了実績報告書を提出していただく必要があります。

Q：お客様が少ない時期に工事を行えますか？

A：申請手続きには一定の時間を要することと、工事完了期限がありますので、これらを勘案して適切な工事時期を設定してください。

Q：昨年の補助金で客室のトイレの大規模改修を行っていますが、その客室のトイレをよりバリアフリー化するため再度改修する計画は補助対象となりますか？

A：過去に補助金により改修したトイレを再度改修しようとする場合は同一箇所の改修となるため補助対象外です。

Q：昨年の補助金で客室のトイレの大規模改修を行っていますが、その客室の玄関をバリアフリー化するため改修する計画は補助対象となりますか？

A：補助金により改修した箇所と異なる箇所の改修は同一箇所に該当せず、補助対象となります。

Q：昨年の補助金で3階共用部トイレのみバリアフリー化を行っていますが、他の階の共用部トイレを改修する計画は補助対象となりますか？

A：補助金により改修したトイレと異なる場所のトイレは同一箇所に該当せず、補助対象となります。

Q：昨年の補助金で3階共用部トイレに手すりを設置していますが、同じトイレにオストメイトを設置する計画は補助対象となりますか？

A：補助金により改修したトイレを再度改修することは同一箇所の改修に該当し、補助対象外となります。

Q：昨年の補助金で必要最低限（定額100万円）の改修として客室の洗面所をレバー式水栓に改修しましたが、同じ洗面所に必要最低限の緊急改修として手すりを設置する計画は補助対象となりますか？

A：昨年の定額100万円の補助金により必要最低限の改修した洗面所を再度改修することは、同一箇所の改修に該当し補助対象外となります。

Q：昨年の補助金で必要最低限（定額100万円）の改修として客室の洗面所をレバー式水栓に改修しましたが、同じ客室のトイレを大規模改修によりバリアフリー化する計画は補助対象となりますか？

A：昨年の定額100万円の補助金により改修したレバー式水栓は同一箇所となるため補助対象外ですが、それ以外の箇所については同じ客室であっても補助対象となります。

補助金額について

Q：補助金額について下限はあるのでしょうか。

A：下限は設けていませんが、申請されるバリアフリー化改修工事等について、どのような利用者（高齢者、障害者等）に対して、どのようなバリアフリー化の効果があるのか、説明できる必要があります。

Q：補助金は、消費税込みの金額で算出されますか？

A：補助対象経費の算出は原則として消費税抜きとなります。例えば、1/2 補助のメニューの場合、補助対象事業総額（消費税抜き）が300万円の場合、補助金額は150万円となります。

Q：他の補助金との併用は可能ですか？

A：同一の工事計画で、国の他の補助金を受ける場合は、観光庁の補助金を申請することはできません。地方自治体の補助金を受けることは可能ですが、その補助金が国の予算を財源とする場合は、観光庁の補助金を申請することはできません。

応募申請・計画認定について

Q：申請を検討している工事内容が補助対象となるかどうか、予め教えていただくことはできますか？また、予め申請書類をチェックしてもらえますか？

A：事業計画の認否は、実際の申請書類にて事業計画を審査した上で、有識者委員会のご意見を踏まえて、総合的に判断します。このため、申請前の個別事業の認否についてお答えすることはできません。また、申請書類の事前チェックも出来かねますので、申請の際には慎重に書類を作成してください。

Q：本事業における認定件数はどのくらいでしょうか？

A：実際に申請があった計画について、バリアフリー化に効果が特に高いものから認定していきますので、現時点で認定件数の見込みをお答えすることは困難です。

Q：早く提出すれば認定される確率が高くなるのでしょうか？

A：認定は到着順ではありませんが、受付した申請の事業計画額の累計が予算の上限に達した場合は、期限を前倒して募集を終了する場合がありますので、お早目にご準備いただき余裕をもって申請をしてください。

Q：昨年の募集で認定されなかった申請内容をそのまま再申請することはできますか？

A：当該事業を実施されていない場合に限り、同一の計画で本公募に申請することが可能です。ただし、計画の認定はバリアフリー化の効果が特に高いと認められる計画から認定していきますので、よりバリアフリー化の効果が高くなるよう計画の改善の余地はないか検討を行ってから申請をしてください。

その他

Q：改修工事の後は、バリアフリー情報を発信するよう指示がありますが、どのようにすればよいのですか？

A：観光庁では、「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を作成し、ご案内しています。このマニュアルを参考にして、海外を含め積極的な情報発信に努めてください。

<http://www.mlit.go.jp/common/001250789.pdf>

Q：申請書の印鑑について種類の指定はありますか？

A：申請書の印については、申請者（宿泊事業者）の正しい印であれば、指定はありません。ただし、計画認定申請時から補助金の支払請求まで一貫して同一の印としてください。

Q：法人番号が分からないのですか、どうすればよいですか？

A：国税庁の法人番号公表サイトで検索できます。個人番号（マイナンバー）ではありませんので、ご注意ください。

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

Q：バリアフリー化についての基準はどこで確認できますか？

A：国土交通省のホームページで確認できます。「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 28 年度）」や「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（追補版）（平成 30 年度）」を参照してください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html